

申 請 書(記入例)

の中は全て記入してください。

別記様式第一
(整理番号 令和 年 第 号)

被害回復給付金支給申請書	
水戸地方検察庁 検察官 殿	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
申請人 ①「申請人」欄にその名称、住所(主たる事務所の所在地)、電話番号を記入、社判を押印してください。 ②「代表者又は管理人」欄に代表者又は管理人の氏名、生年月日、住所、電話番号を記入してください。	フ リ ガ ナ ミ ト チ ホ ウ ケ ン サ ツ チ ョ ウ 氏名又は名称 水戸地方検察庁 ㊟ 生 年 月 日 所 (〒 310-8540) 年 月 日 (歳) 住 所 水戸市北見町1-1 (電 話 番 号 又 シ 号) (FAX) 888-888-8888 (電 話 フ リ の 番 号) フ リ ガ ナ ミ ト タ ロ ウ 氏 名 水戸太郎 ㊟ 生 年 月 日 所 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳) 住 所 (〒 310-0061) 水戸市北見町1-1 (電 話 番 号 又 シ 号) (自宅用) 888-888-8888 (電 話 フ リ の 番 号) (携 帯 番 号) 代表者又は管理人 フ リ ガ ナ 氏名又は名称 ㊟ 生 年 月 日 年 月 日 (歳) 住 所 (所在地) (〒 -) (電 話 番 号 又 シ 号) 二 二 (電 話 フ リ の 番 号)
次のとおり被害回復給付金の支給を申請します。	
被害者 被害にあった者は ☐ 申請人 (被害者欄の下記事項についての記入は不要です。) ☐ その他の者 (被害者欄の下記事項につき記入してください。)	フ リ ガ ナ 氏名又は名称 生 年 月 日 年 月 日 (歳) 住 所 (〒 -)
一般承継人 一般承継の理由 及びその年月日 被害者との関係	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 合併 により承継した。
支給手続番号	水戸地方検察庁 令和 年 号
被害にあわれた年月日時	年 月 日 午前 午後 時 ころ
被害にあわれた場所	
犯人の名前又は団体名	

(用紙 日本工業規格A4)

裏面へ続きます

申請期限 令和7年7月28日

整理番号は記入しないでください。

申請書作成日を記入

○申請人記入欄

被害にあった本人、法人・団体又はその一般承継人が記入・押印してください。

★添付書類必要
「添付書類確認シート」①をご確認ください。

※「一般承継人」とは被害者本人から、その財産などを相続した人のことです。

どちらかに必ず「✓」してください。

申請される方が
 ・被害者本人の場合
 「申請人」に ✓
 ・一般承継人(※)の場合
 「その他の者」に ✓
 ・代理人の場合
 「申請人」に ✓

○一般承継人記入欄

被害者の一般承継人(※)が申請される場合は、記入してください。

○被害状況記入欄

被害にあわれた日時、場所、状況(裏面)、犯人の名前をできるだけ具体的に記載してください。
 ★添付書類必要
 「添付書類確認シート」②をご確認ください。

被害にあわれた状況											
支給を受けようとする金額	犯罪行為により失われた財産の価額		円								
	(価額算定の根拠)										
	控除対象合計額		円								
	(内 訳)										
	てん補又は賠償を受けた年月日	てん補又は賠償をした者の氏名又は名称(犯人との関係)	てん補又は賠償を受けた者の氏名又は名称(被害者等との関係)	てん補又は賠償額							
	年 月 日	()	()	円							
	年 月 日	()	()	円							
支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合についての合意の有無及びその内容	☐ 合意はない		☐ 以下の合意がある								
	施行規則第8条第1項第8号に定める他の申請人等の氏名又は名称及び住所等		フリガナ氏名又は名称 住 所 (〒 -) { 電話番号又はファクシミリ番号 }								
	合意の内容										
払渡しを受ける機関その他のその払渡しを受けるために必要な事項	預(貯)金口座	フリガナ	ミトチホウケンサツチョウ								
		氏 名	水戸地方検察庁								
		(法人の名称)									
		住(居)所等	水戸市北見町1-1								
		金融機関	〇 〇 銀行 信用組合 協同組合 〇 〇 本店(所) 支店(所) 出張所								
	預金種別	1 普通預金 2 当座預金	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
	郵便局	通帳記号		通帳番号							
その他の必要な事項											

原則として、被害回復給付金の支給は口座振込とさせていただきますが、やむを得ず口座振込できない事情がある場合には、その旨を記入してください。

申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者は、50万円以下の罰金に処されることがあります。